

## 条件付一般競争入札の参加資格要件【下水道管渠維持補修工事】

### 1 共通要件

名簿登載	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札年度の宮崎市競争入札参加資格者名簿に下水道管渠維持補修工事の登録があるもの。</li> <li>・土木一式工事又は、とび・土工・コンクリート工事において、有効な経営事項審査結果があること。</li> </ul>
本店所在地	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所を宮崎市内に有すること。
参加形態	単独
建設業許可	一般又は特定
施工実績	国又は地方公共団体等が発注した下水道管渠維持補修工事（日本下水道事業団又は（公財）下水道新技術推進機構による技術審査・証明を得ている工法に限る）を元請で施工、完了しているもの。
手持制限	<p>本工事の開札時点において、市（上下水道局を含む）及び宮崎市土地開発公社が発注した同種の工事で完了していない工事（入札に参加しようとする案件の開札時点までに執行された入札で、落札者又は落札候補者となった案件を含む）の合計件数が2件を超えていないこと。</p> <p>※件数にあつては、本市が指定する緊急工事及び不調不落対策工事を除く。</p>
配置予定技術者	<p>建設業法第7条第2号イからハのいずれかに該当する者を主任技術者又は監理技術者（※）として専任で配置すること。ただし、請負金額が3,500万円未満となる場合は専任で配置する必要はない。なお、配置する技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、入札時点で3か月以上の雇用関係にあること。</p> <p>（※）監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習を修了した日から5年を経過していない者であること。</p>

## 2 基本要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
- (2) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該手続開始後、本市の競争入札参加資格の再認定を受けていること。
- (4) 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他公課について滞納処分による強制執行の措置を受け支払が不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (5) 本工事の告示日から入札参加資格の確認日までのいずれの日においても、宮崎市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要綱（平成6年告示第198号）による指名停止を受けていない者であること。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に、別で定める「資本関係又は人的関係がある者の同一入札への参加制限について」において規定する基準のいずれかに